
	実務対応
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	本日の審議事項

これまでの経緯

1. 2019 年 11 月 29 日に開催された第 421 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から企業会計基準委員会に対して、「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するイニシャル・コイン・オファリング (ICO) トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について、当委員会の新規テーマとして提言された。
2. 上記の提言を受けて、同日の第 421 回企業会計基準委員会において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）で検討を行うことが了承され、これまで第 126 回専門委員会（2019 年 12 月 24 日開催）、第 423 回企業会計基準委員会（2019 年 12 月 26 日開催）、及び第 127 回専門委員会（2020 年 3 月 23 日開催）で審議を行っている。

本日の審議事項

3. 本日の企業会計基準委員会では、以下について審議を行う。
 - (1) 今後の検討の進め方（審議事項(2)-2）
 - (2) 金融商品取引法上の電子記録移転権利の発行及び保有に関する会計処理の検討の方向性について（審議事項(2)-3）。
4. 第 127 回専門委員会で聞かれた主な意見を審議事項(2)-4 にて整理している。
5. また、金融商品取引法第 2 条第 2 項に掲げる権利についての有価証券報告書を審議資料(2)-3 の参考資料 1～6 としている。

以 上